

1 学校教育目標

自力で力強く生き抜く生徒

2 いじめ防止等の重点目標

安心できる居場所づくり

ピア・サポート 特別支援教育

- 思いやり、助け合い、支え合う関係の構築
- 一人一人を大切にされた支援

生徒が創り上げる学校生活

特別活動

- 他者との協働・・・対話と合意形成
- 生徒の思いを生かす・・・選択、判断、実践

3 いじめ防止基本方針の策定にあたって

すべての人の願いである「いじめ撲滅」の基本理念の元、静岡県及び裾野市教育委員会の「いじめ防止基本方針」を踏まえ、いじめは絶対に許されない行為であるという考え方を、学校全体で徹底します。いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。以上の考えにより、本方針を策定します。

4 いじめ防止等の対策のための組織

<いじめ防止対策委員会(以下、委員会)>

構成:校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、養護教諭、(SC)、(関係教職員)

<拡大いじめ防止対策委員会(以下、拡大委員会)>

構成:いじめ防止対策委員+PTA会長・副会長、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
家庭児童相談員、裾野警察署員、学校運営協議会委員

5 いじめ防止等のための対策

(1) 人権教育の推進

①道徳教育

- ・年間計画に基づき道徳の時間を核にして、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図ります。
- ・体験活動や教育講演会における道徳的価値を意識させることで、個々の生徒が自他共に伸びることを目指します。

②ピア・サポート活動の実施

- ・週に1回のピア・サポート活動を活用し、円滑な人間関係を構築するためのスキルを計画的に実施するとともに、生徒同士が互いに高め合い、支え合う力や SOS を出したりキャッチしたりする力を身に付けられるよう取り組みます。

(2) 子どもの自主的活動の場の設定

① いじめ撲滅運動の実施

・生徒が主体となって、いじめ防止の啓発を図っていきます。そのためには、形式的ないじめの禁止を唱えるのではなく、誰もが心の中にある弱さから他人を傷つける行為に及ぶことの危険性について理解し、具体的にはどうしたらよいのかを生徒自身が考え、判断し、行動することを目指します。また、生徒会本部、各学年推進委員会、学級でも取り組んでいきます。

② ピア・サポート委員会の取り組み

・ピア・サポートの研修を計画的に実施し、専門委員長や部長に対しても傾聴のソーシャル・スキル・トレーニングを行うことで、各委員会、各部活動においての人間関係を起因とする問題の軽減を図ります。

(3) 保護者や地域への啓発

① 懇談会等での報告

・保護者や地域の方が参加する会合において、学校におけるいじめ防止の取組や発見したいじめの報告をすることで、保護者や地域への啓発を図ります。なお、公表することについては生徒・家庭のプライバシーを十分に配慮します。

② PTAとの連携

・PTA活動の重点にある「生徒の健全育成の充実」を具現化するため、保護者と教師の連携に努めていくことを示し、いじめ防止に向けて啓発します。

③ 地域ボランティアとの連携

・地域の方々と学校のコミュニケーションの構築を図り、登下校中や休日の過ごし方で生徒の気になる現れについて情報を共有できるようにしていきます。

④ 日常の生徒の様子を発信

・ホームページや各種便りを活用し、学校の生徒の様子を公開していきます。

(4) いじめに関する教職員の研修

・講師を招き、ピア・サポートの研修を計画的に実施します。

・生徒対象に行うピア・サポート研修については、その内容を教職員が共通理解をします。

・教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るために、また教職員の人権感覚を磨き模範を示すために、教育委員会と連携し、学校いじめ防止基本方針の共通理解をはじめ、いじめ防止等のための対策に関する研修を推進していきます。

(5) 情報モラル教育の充実

・計画的な情報モラル教育の推進を図り、インターネットやSNS上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けている生徒に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組等を実施します。

(6) 学校評価におけるいじめ防止等の評価

・学校でのいじめ防止等のための取組についての評価を行い、その達成状況等を把握し、改善を図ります。

(7) いじめの早期発見・早期対応

① アンケートの実施

a 月1回実施します。※生徒のプライバシー保護

b 実施後集計し、集計結果を基に委員会で状況把握と事実確認及び対策を検討します。

c 対策を講じた後の状況を確認、改善されない場合は拡大委員会の開催を視野に次の対策を講じます。

② 担任による教育相談の実施 ※生徒のプライバシー保護

a 年2回実施します。

b 実施後、いじめの集計を行い委員会で状況把握と事実確認及び対策を検討します。

c 対策を講じた後の状況を確認、改善されない場合は次の対策を講じます。

③ スクールカウンセラーによる教育相談の実施 ※生徒のプライバシー保護

a カウンセラーと気になる生徒について情報共有をし、授業巡回等で様子を観察してもらうようにします。

b あらかじめカウンセラーの来校日を生徒に知らせ、相談しやすい環境づくりに努めます。

(8)特に配慮が必要となる生徒への対応

- ① 発達障害を含む、特別支援教育を必要とする生徒
 - a 個別の教育支援計画・指導計画を作成・活用し、行内就学支援委員会での生徒の様子を確認します。
 - b 週1回の生徒指導部会で、生徒の様子や生徒の周りの状況を確認します。
 - c 不安な状況を察知した場合は、できるだけ早く対応し、継続して注意深く様子を観察します。
- ② 転入生
 - a 担任やその他の教員からも頻繁に声を掛け、安心を感じられるように対応します。
 - b 定期的な家庭連絡で、学校や家での様子を伝え合い、保護者も安心を感じられるようにします。
- ③ 外国籍等の生徒
 - a 静東教育事務所等と連携をし、通訳などの必要がある場合には、できるだけ早く対応するようにします。
 - b 裾野市や行政、SSWなどと連携し、様々な角度から支援できるようにします。
- ④ 性自認にかかる生徒(LGBTQ等)
 - a 普段の様子から気になる表れや本人からの申し出があった場合は、学年や運営委員会などで競技、養護教諭、SC等と連携し、できるだけ早く対応できるようにします。
 - b 必要に応じて保護者とも連携し、当該生徒の困り感を収集し、居心地の良い環境づくりをします。

6 いじめへの適切な対応

(1) いじめに対する措置

- ① いじめの情報を受けた場合
教職員で情報を共有するとともに直ちに委員会を開き、早期に事実確認を行います。なお、いじめアンケート実施後は、情報がなかった場合でも諸会議にて生徒の実態について把握します。
- ② いじめが確認された場合
委員会を開き、いじめをやめさせ再発防止のための対策(いじめを受けた生徒とその保護者への支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、周囲の生徒への説明と指導、保護者への説明等)をすぐに立てます。なお、対策は短期及び中長期のものと分け、必要に応じて継続的に取り組みます。
- ③ いじめられた生徒への配慮
いじめを受けた生徒の心を癒すため、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門的資源の協力を得ます。人間不信に陥らないよう、丁寧に生徒の人間関係づくりを支援していきます。また、いじめが解消されたかは丁寧に確認するとともに、いじめが再発しないように生徒を取り巻く環境を見直し、集団への指導もあわせて行います。
- ④ いじめた生徒への処置
いじめを行った生徒がいじめの事実を認め、人として恥ずかしい行為である事に気付くよう、必要に応じて心理の専門家の協力を得ます。いじめに至る経緯を振り返らせ、どうすべきであったのか、これからどうすべきかをいじめられた人の気持ちになって考えさせていきます。いじめた生徒が次にいじめの被害者にならないように、周囲の生徒への指導もあわせて行います。また、行為が犯罪として認められるものは、ただちに警察と協力し、生徒の更生につなげていきます。

(2) 重大事態への対処

重大事態とは、次のような場合を言います。

- 1 いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた時
- 2 欠席の原因がいじめであると思われ、相当な期間学校を欠席している時
あるいは、いじめが原因で、生徒が一定期間連続して欠席している時
- 3 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があった時

① 調査

重大事態が発生した場合には裾野市教育委員会（以下市教委）に報告し、市教委の指示に従い調査を行います。

調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査します。

調査結果は、市教委が市長へ報告すると共に、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供します。

② 各対応 ※市教委指導の下

- | | |
|---|---|
| <p>a 生徒対応 (担当: 生徒指導主事)</p> <ul style="list-style-type: none">・生徒に伝えるべき事実・生徒の心理的影響の配慮
(継続的な支援も含む)・今後の学校の方針 | <p>c 報道機関対応 (担当: 教頭)</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめの事実についての説明・学校がとった措置
(被害生徒、加害生徒、一般生徒、保護者、関係機関)・今後の学校の方針・次の公表について・質疑応答 |
| <p>b 保護者対応 (担当: 教頭)</p> <ul style="list-style-type: none">・臨時保護者会の開催・事実の説明・生徒への対応・今後の学校の方針 (保護者への協力を含む)・質疑応答・今後の対応 | <p>d 警察対応 (担当: 教頭)</p> <p>※いじめが犯罪行為である場合</p> <ul style="list-style-type: none">・情報の共有・今後の対応 |